

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成28年那智勝浦町議会第2回定例会)

平成28年6月8日

9時27分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	4
日程第2	会期の決定	4
日程第3	諸報告	5
日程第4	報告第4号 専決処分(那智勝浦町公の施設における指定管理者の指定 の手續等に関する条例の一部を改正する条例)した事件の 承認について	8
日程第5	報告第5号 専決処分(那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例)し た事件の承認について	9
日程第6	報告第6号 専決処分(那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正す る条例)した事件の承認について	11
日程第7	報告第7号 専決処分(平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算(第7 号))した事件の承認について	16
日程第8	報告第8号 専決処分(平成27年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別 会計補正予算(第3号))した事件の承認について	30
日程第9	報告第9号 専決処分(平成27年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計 補正予算(第3号))した事件の承認について	34
日程第10	報告第10号 専決処分(平成27年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計 補正予算(第3号))した事件の承認について	36
日程第11	報告第11号 専決処分(平成27年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正 予算(第3号))した事件の承認について	39
日程第12	報告第12号 平成27年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書 について	41
日程第13	議案第47号 平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算(第1号)	42
日程第14	議案第48号 平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第1 号)	51
日程第15	(欠番)	
日程第16	議案第49号 色川小中学校新校舎建築工事請負契約の変更について	54
日程第17	議案第50号 町道の路線認定について	55
日程第18	議案第51号 町道の路線認定について	55
日程第19	議案第52号 町道の路線認定について	55
日程第20	議案第53号 町道の路線変更について	55

日程第21	議案第54号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	57
日程第22	議案第55号	農業委員会委員の過半数を占める者を認定農業者等又はこ れらに準ずる者とする事について……………	58
日程第23	議案第56号	農業委員会委員の任命について……………	59
日程第24	議案第57号	農業委員会委員の任命について……………	59
日程第25	議案第58号	農業委員会委員の任命について……………	59
日程第26	議案第59号	農業委員会委員の任命について……………	59
日程第27	議案第60号	農業委員会委員の任命について……………	59
日程第28	議案第61号	農業委員会委員の任命について……………	59
日程第29	議案第62号	農業委員会委員の任命について……………	59
日程第30	議案第63号	農業委員会委員の任命について……………	59
日程第31	議案第64号	農業委員会委員の任命について……………	59
日程第32	議案第65号	農業委員会委員の任命について……………	59
日程第33	議案第66号	農業委員会委員の任命について……………	59
日程第34	議案第67号	農業委員会委員の任命について……………	59
日程第35	議案第68号	農業委員会委員の任命について……………	59
日程第36	議案第69号	農業委員会委員の任命について……………	59
日程第37	選 第1号	選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙……………	64

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	荒尾典男	2番	左近誠
3番	下崎弘通	4番	中岩和子
5番	石橋徹央	6番	金嶋弘幸
7番	曾根和仁	8番	引地稔治
9番	亀井二三男	10番	津本・光
11番	森本隆夫	12番	東信介

3. 会議録署名議員の氏名

1番	荒尾典男	2番	左近誠
----	------	----	-----

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(15名)

町長	寺本眞一	副町長	植地篤延
教育長	森崇	消防長	峯幸生
参事 (総務課長)	城本和男	教育次長	下康之
会計管理者	田代雅伸	病院事務長	喜田直
税務課長	久葛章功	住民課長	矢熊義人
福祉課長	塩崎圭祐	観光産業課長	在仲靖二
建設課長	橋本典幸	水道課長	関正行
総務課主幹	土井和樹		

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 伊藤善之

事務局主査 青木徳之

事務局主査 疋田晋一

~~~~~ ○ ~~~~~

[4番中岩和子議長席に着く]

○議長（中岩和子君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がございました。本件については、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をよろしくをお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しましては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時27分 開会

○議長（中岩和子君） ただいまから平成28年第2回那智勝浦町議会定例会を開会します。

開議の前に、4月1日付で行われました職員異動について総務課長から報告させます。

○参事（総務課長）（城本和男君） おはようございます。

4月1日付の人事異動がございまして、異動のありました番外職員を紹介させていただきます。

前へお願いします。

こちらから議員席に向かいまして左側から紹介させていただきます。

福祉課長塩崎圭祐、消防本部消防長峯幸生、住民課長矢熊義人、選挙担当総務課主幹土井和樹、以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時28分 開議

○議長（中岩和子君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中岩和子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

1番荒尾典男君、2番左近誠君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（中岩和子君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

3番下崎君。

○議会運営委員長（下崎弘通君） 議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

去る6月3日に委員会を開催しております。

本定例会に付議すべき事件は、34件です。内訳は、報告が9件、債権の減額譲渡について1件、補正予算2件、工事請負契約の変更1件、町道の路線認定3件、路線変更1件、人事案件が17件となっております。

会期は、本日8日から15日までの8日間を予定しております。本会議4日、委員会2日、純休会2日となっております。

それでは、議事予定表をごらんいただきたいと思います。

〔議事予定表朗読〕

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から6月15日までの8日間に行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、会期は本日から6月15日までの8日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（中岩和子君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりでございます。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 皆さんおはようございます。

本日、平成28年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用中であるにもかかわらず御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

議題とすべき諸議案の概要について御説明を申し上げるに先立ち、諸報告をさせていただきます。

まず、水産関係でございますが、報道等でも御案内のとおり、5月17日に和歌山市で勝浦漁業協同組合の再生支援決定の公式発表を行いました。株式会社地域経済活性化支援機構により再生支援を受ける勝浦漁協は、新たなスタートを切ることになります。再生に当たり、本町が市場の施設を買い取り所有し、県漁連が販売事業を行い、今後は公設市場として、公正公平な運営を通して、食の安全・安心に対する消費者の期待に応え、また全国有数の生マグロの水揚げ基地として、引き続きマグロはえ縄漁業者の皆様に安心して水揚げいただけるよう努めてまいります。

次に、新病院建設事業について御報告させていただきます。

町立新病院に人工透析治療施設を設置することに関する請願が第1回定例会で採択され、町民の皆様方の強い願いとして真摯に受けとめ、新病院に透析施設を整備することといたしました。現在、基本設計を経て実施設計に取り組んでいるところですが、計画変更に伴い、開院につきましては当初平成30年3月とお伝えしておりましたが、1カ月おくれの平成30年4月開院といたしたく、御了承のほどよろしくお願いいたします。

なお、工事に先立ち、地元説明会やまちづくり地域推進会議、広報紙などを通して町民の皆様方に事業の御説明をしておりますので、その節は御協力賜りますようお願いいたします。

次に、防災関係でございます。

4月に発生しました熊本地震の関係であります。4月14日と16日の2回にわたり震度7を観測する前例のない地震が起こり、死者、行方不明者で50人を超える状況となっております。亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、一日も早い復旧復興を祈念いたします。

当町からは、関西広域連合からの要請により、住家被害の調査のため、職員2名を4月30日から5月6日までの間、熊本県益城町に派遣しました。この調査は罹災証明の発行のための調査であり、和歌山県からの第1陣として現地で活動しました。今後も、和歌山県と連携を図りながら支援活動を続けていく所存でございます。

次に、建設関係でございます。

紀伊半島の中心に深い傷跡を残した台風12号災害から間もなく5年となります。本年、大門坂駐車場横に和歌山県土砂災害啓発センターが完成し、4月24日に竣工式典を行い、オープンいたしました。私たちが経験した記憶をとどめ、訪れる方に伝えることができるとともに、大規模土砂災害の研究を行っていただき、今後の防災対策を打ち出すことができるものになると期待しております。

次に、教育関係でございます。

4月25日に、熊野灘の捕鯨文化に関するストーリー「鯨とともに生きる」が文化庁から日本遺産に認定されました。太地町、串本町、新宮市の捕鯨文化に関する文化財とともに、本町では浦神の塩竈神社のせみ祭りが主な文化財の一つとなっています。この日本遺産認定により、熊野のこの地域が「世界遺産の紀伊山地」と「日本遺産の熊野灘」という山と海との二大遺産エリアとなったことを機に、県を初め関係市町村と連携し、今後、より多くの人に知ってもらえるよう、歴史や文化の発信を行い、観光面においても活性化を目指してまいります。

次に、観光関係でございます。

本年のゴールデンウィークは前半の5月5日まで好天に恵まれ、宿泊・日帰り客ともに来町者は好調でございました。しかし、6日からの後半は、宿泊では特に団体客の入り込みの減少が目立ち、また天候不良も重なり、日帰り客も減少しました。昨年と比べ、1日当たりの入り込み客数はほぼ同水準でございました。

4月15日には、宮崎市や市観光協会らで組織する神武東征誘客キャンペーン隊が来町され、神武天皇崩御から2600年の節目の年であり、さまざまな事業を展開、ゆかりの地である当町への訪問となりました。

16日から17日には、神武天皇が遷都したとされる奈良県橿原市へキャンペーン隊として当町も同行し、橿原神宮周辺でのパレードで当町のPRを実施しております。当町においても、熊野那智大社が現在の場所に遷座されてから来年で1700年となります。ぜひこの機会を歴史的な大イベントとして国内外に那智勝浦町を効果的にPRする絶好の機会と捉え、今後は関係機関と積極的に連携をしております。

次に、会議に付すべき事件について御報告いたします。

提案させていただいております議件は33件でございます。その内訳は、専決処分の報告8件、地方自治法等に基づく報告1件、平成28年度補正予算2件、債権の減額譲渡1件、工事請負契約の変更が1件、町道の路線認定3件、変更1件、農業委員会委員の過半数に関する議件1件、固定資産評価審査委員会委員の選任1件、農業委員会委員の任命14件となっております。その概要について御説明を申し上げます。

報告第4号から報告第6号は、条例の一部を改正する条例について専決処分の承認をお願いするものであります。

報告第7号は、平成27年度一般会計補正予算について専決処分の承認をお願いするもので、歳入については町税、地方交付税、国庫補助金など、歳出については事業費の確定、特別会計の繰出金などの調整によるものであります。

報告第8号から報告第11号は、国民健康保険事業費特別会計、簡易水道事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、病院事業会計に係る平成27年度補正予算について専決処分の承認をお願いするもので、事業費等の確定による調整が主なものとなっております。

報告第12号は、一般会計予算の繰越計算書についての報告であります。

議案第46号株式会社地域経済活性化支援機構に対する債権の減額譲渡につきましては、先ほど申し上げましたとおり、勝浦漁業協同組合の支援決定に伴う債権の減額譲渡を行うに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第47号は、平成28年度一般会計補正予算であり、主なものについては、勝浦漁協に対する損失補償金、朝日18号線道路改良工事、教育センター便所改修工事などの補正で、歳入歳出それぞれ1億6,550万8,000円を追加し、予算総額を89億5,610万8,000円とするものであります。

議案第48号は、平成28年度病院事業会計補正予算であり、主なものについては、新病院運営計画策定業務委託料の計上によるものであります。

議案第49号は、色川小中学校新校舎建築工事請負契約の変更を行うものであります。

議案第50号から議案第52号は、町道の路線認定を行うものであります。

議案第53号は、町道の路線変更を行うものであります。

議案第54号は、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

議案第55号は、農業委員会委員の過半数を占める者を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつきましては、本年4月より改正された農業委員会等に関する法律が施行されております。当町では、任期満了後の9月17日以降の新委員につきまして、今議会において法律による要件の緩和について議会の同意をお願いするものであります。

議案第56号から議案第69号は、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

以上が本議会に提案いたしました33件の概要であります。

その詳細につきましては担当課長より説明いたしますので、何とぞ御審議いただき御可決賜りますようお願い申し上げます。

議員の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告及び議案の概要説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第4号 専決処分（那智勝浦町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第4、報告第4号専決処分（那智勝浦町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 報告第4号専決処分（那智勝浦町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成28年3月30日専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。第7条、次に掲げる職にある者が経営に関与する団体は、指定管理者の指定を受けることができない。

今回、従前のただし書き部分を手直しいたしまして、次のただし書き部分がつけ加えられています。ただし書きの部分でございます。ただし、第1号、これは町長です、及び第2号、これは副町長に当たります、第1号及び第2号に掲げる者が関与する団体のうち、町が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているものは、この限りではない。(1)として町長、(2)として副町長、(3)として町議会議員、(4)として、法第180条の5に規定する委員会の委員（当該委員会の職務に関与する施設に限る。）としてでございます。

この条例につきましては、平成17年に指定管理者の制度が設けられたときに条例化をされたものでございます。

今回、改正を行います第7条につきましては、兼業の禁止について定められたものでありまして、地方自治法第142条の兼業の禁止規定により、好ましくない、できないということで定められておりましたが、指定管理者制度につきましては、条例に基づく指定という、行政行為によるものでございまして、この契約関係に当たりませんので、兼業の禁止条例の適用はございません。このことから、ただし書きにより、町長、副町長が関与して、町が2分の1以上

出資してる、実質町が管理してる団体については指定管理の指定ができるようにしたものでございます。

本来、那智勝浦町社会福祉協議会がこの3月に町有施設ゆうゆうの指定管理を行うときに条例改正をすべきでございましたが、手続が遅くなり、平成28年3月30日付で専決処分をさせていただいたものでございます。以後、このようなことのないよう気をつけてまいります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から、実質平成28年3月30日から施行するとなっております。

資料といたしまして新旧対照表をつけてございます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第4号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第5号 専決処分（那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第5、報告第5号専決処分（那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 報告第5号専決処分（那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成28年3月31日専決処分をいたしております。

今回の税条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日付で公布されております。これを受けまして、本町においても那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例を31日付で専決処分させていただいたものでございます。例年、このような形で上位法令の改正に伴う税条例の改正をお願いしてございます。

次のページ以降、改正する条例を記載しておりますが、今回の改正内容につきましては、専決処分書の次に関係資料及び新旧対照表をお配りさせていただいております。説明は、そちらの関係資料のほうで説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

関係資料の1ページをお願いいたします。

第1条の改正は、那智勝浦町税条例（昭和43年条例第1号）の一部を改正するものです。以下、条例の改正内容を記載してございます。資料中、線で囲んだ枠内のところがその上の改正内容を説明したものでございます。

1番目の線で囲んだ枠内をお願いいたします。

第56条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第59条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告について定めたもので、地方税法に独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産について固定資産税を非課税とする特例措置が講じられることとなったため改めるものです。

2ページ、1番目の枠内をお願いいたします。

附則第10条の2は、固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合について、法律の定める範囲内で、地方団体が特例措置の内容を条例で地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）として定めたもので、地方税法の改正により、第7項で、津波防災地域づくりに関する法律に規定する市町村が定める津波防災まちづくり推進計画に基づき、民間事業者が新たに取得または改良した津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置について、参酌する基準である2分の1に、第10項から第14項で、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置について、太陽光発電設備、風力発電設備にあつては参酌する基準である3分の2、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備にあつては参酌する基準である2分の1に、第18項で、都市再生特別措置法に基づき、都市機能誘導区域内に誘導すべき医療施設、福祉施設等の整備計画の認定を受けた民間事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置について、参酌する基準である5分の4に定めるものです。

2番目の枠内をお願いいたします。

附則第10条の3第8項は、熱損失防止改修工事が行われた住宅等に対する固定資産税の減額について、改修が行われた翌年度に3分の1の減額を受けようとする者の申告書の提出について定めたもので、法律において、減額される住宅等の要件が改修工事に要した費用から国または地方公共団体の補助金等の額を除いた自己負担額が50万円を超えるものとされたため、「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加えるものです。

以下、第2条の改正は、那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第23号）の一部を改正するものです。

次の3ページの枠内をお願いいたします。

那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第23号）の附則第5条は、旧三級品の製造たばこに係るたばこ税の特例税率を段階的に廃止されることに伴い、平成28年4月1日から4年間のたばこ税の4段階の引き上げ税率及び旧税率で仕入れた製造たばこを新税率引き上げ後の価格で販売することによる町たばこ税手持ち品課税に関する経過措置を定めたもので、条例の適用字句の明確のため改めるものです。

以下、附則といたしまして、第1条で施行期日を、第2条で固定資産税に関する経過措置を定めてございます。

以上でございます。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第5号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第6号 専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第6、報告第6号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長矢熊君。

○住民課長（矢熊義人君） 報告第6号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成28年3月31日付で専決処分をさせていただいております。

今回の国民健康保険税条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月30日付で公布されております。これを受けまして、本町におきましても国民健康保険税条例の一部を改正するもので、本年4月1日からの施行となっております。

専決処分書の次のページに改正する条例を記載しております。また、資料としては新旧対照表及び関係資料を配付させていただいております。説明のほうは関係資料のほうでさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、関係資料のほうお願いします。

那智勝浦町国民健康保険税条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

以下、条例の改正を記載しております。資料中、線で囲んだ枠内のところがその上の改正内容を説明したものでございます。

第2条のほうお願いします。第2条第2項ただし書き中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書き中「17万円」を「19万円」に改める。枠内です。第2条は課税額について定めたもので、基礎課税額に係る課税限度額を54万円に、それから後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円に改めるものでございます。

なお、今回の改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額は、医療費の基礎課税額が54万円、後期高齢者支援金等分課税額が19万円、介護納付金分課税額が変更なしの16万円で、合計で4万円増の89万円になります。

第24条です。第24条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。枠内です。第24条は国民健康保険税の減額について定めたもので、保険税の軽減により得た額の限度額を54万円と19万円に改め、5割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を26万5,000円に改め、2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を48万円に改めるものです。この改正につきましては、被保険者の均等割額及び平等割額について行うものでございます。

以下、附則といたしまして、第1条で施行期日を、第2条で適用区分を定めています。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

10番津本君。

○10番（津本・光君） これで値上げになるわけですが、新たに値上げをされるということですが、後のほうの一般会計の補正予算、国保税の健康保険の値上げ、一般会計の会計のところで見たときに、ここで繰り入れた分が返納されてますね。減額されてます。そういうことを考えたときに、なぜここで値上げの案が出てくるのか、これがちょっと解せません。その説明をしてください。なぜ値上げをするのか。先ほど法律に基づいてということがありますが、この町自体の実態として、その値上げの必要があるのかどうか、それをお答えしてください。

○議長（中岩和子君） 住民課長矢熊君。

○住民課長（矢熊義人君） 今回の改正内容としましては、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しになっております。

改正の趣旨といたしましては、国民健康保険税の被保険者間の保険税負担の公平性の確保、それから中低所得者層の保険税負担の軽減を図ることを目的としております。ですから、支払い能力のある方について少し負担していただく、それから生活の厳しい中低所得者の方には軽減するというような内容になっておりますので、増額するというような趣旨にはなっておりません。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 上げる人もあれば、そういう点で減免措置も含めて考える人もおるということなんですが、支払い能力のある人についてはいわゆる増税がかかるわけです。そういう意味では、これは町民にとっては不利益な部分も出てくるんです。

ちょっとお聞きしますが、租税法律主義というのは御存じでしょうか。それちょっと質問です。

○議長（中岩和子君） 恐れ入ります。この報告の内容と関連性がどういうふうにあるのか、どういうことを言われてるんか、ちょっとわかりにくいところがございますんですが。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 私たちの税金にかかわる分で課税される分については、国民の信を問うというんか、自分の利益になる分にはいいんですが、そうでない分が変わる分にはやっぱり住民の理解を得ないかんですね。そのためには、やっぱりまず議会に通すというのか、住民の代表である議会に通すというのが基本になると思うんです。それを租税法律主義といって、現代の国家、国ではほとんど、民主国家と言われるところではこれが採用されてると思います。だから、この点については後で反対討論でしますが、ここで議会の議決もなしに改正されるということは僕は非常に問題があると思うてんです。その点でお聞きしたんです。だから、その租税法律主義というのが生かされてれば、やはりそれは専決でかかるのではなくて、臨時議会開くなりして、議会で承認を得てするというのが基本だと思うんですが、その点どうお考えでしょうか。

○議長（中岩和子君） 税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 地方税法の関係で、国の法律においては、国民健康保険法でまずは限度額を改正されて、それを受けて、地方税法の国保税の部分について限度額を3月31日に改正されました。そこら辺で法律、上位法令が改正されましたんで、それに基づいて国民健康保険税も3月31日に改正させていただいております。どうか御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 住民の利益にならないことを、これ議会でこういったことについては、税金のあり方については議会できちんと論議をして諮って決定していくというのが僕は地方に

あっても基本だと思うんです。これ行政が勝手に判断して上げますということを決めるものではないと思うんですよ。だから、そこに先ほど言いました租税法律主義というのがあるんです。そやから、僕はこの手続上もこれはやっぱりおかしいと思います。今すぐ、これも出されてますから、さらに検討ということを出してもここではできないと思いますんで、これはしっかりと僕は行政の側として勉強してほしいなというふうに思います。

それで、だから、法律を一部改正されたとしても、それを地方議会で考えるときに、地方で考えるときにはやっぱり議会に付託することが僕は一番大事だと思うんですが、今回それがされていないので、これは今まで慣例でそうされてきたんかもわかりませんが、その点は今後の問題としてぜひ配慮していただきたいというふうに思います。

そして、だから、減免措置の問題も含めて、きちんとこれも法律でちゃんと決められてます。そやから、そこらのところを含めて、一つの法律だけをこうとするのではなくて、きちんと皆さんが判断できるように提案をしていただきたい。これは、最後のほうはちょっと要望になりますけど、多分これ言うてもこれ以上進まれないと思いますんで、その点はきちんと把握をしていただきたいというふうに思います。

○議長（中岩和子君） ほかに質問はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） これは、中低所得者に関しては、減額になるんですよね。高額所得者に対しては上がるということで、高額所得者という、うちの那智勝浦町でこの国保に入って、国保で上がる人は何%ぐらいあるんですか。ほとんどは中低所得者だったと思うんですけど、軽減されて僕は助かる人間が多いと思うんですけどね。上がる人は何%ぐらいあるんですか。

○議長（中岩和子君） 住民課長矢熊君。

○住民課長（矢熊義人君） お答えします。

限度額の上がる方についてのみこちら把握しております。人数で言いますと約30名余り、それから金額で90万円程度増額になります。

〔8番引地稔治君「全体で。全体で90万円」と呼ぶ〕

はい。30名余りで、90万円程度の額になります。減額の軽減幅のところは今のところ把握しておりません。

以上です。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 30名ですよ。ほな、今40%、38%ぐらいかな、国保に入ってる人。ほな、人数的には、減額される人の人数というのはわかります。30名やさか、すごい数になると思うんですけど。

○議長（中岩和子君） 住民課長矢熊君。

○住民課長（矢熊義人君） お答えします。

2割軽減の対象になってる方、去年のデータなんですけれども、430名余り。それから、5割軽減の方が630名程度です。今回の拡充されたに伴ってふえる人数というのは現在把握でき

ておりません。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） この件に関しまして、先ほど租税法律主義ということを私は提起したんですが、確かに今減額される方もおります。課税される方もおります。そのときに、率がどのぐらいあるかということじゃなくて、私たち町民に、国民にとって不利益がかかる問題が出てきたときは、税金、特に課税の問題が含まれるときは、やっぱりきちんと住民の代表の側の意見をしっかり聞いて実施していくというのが僕は基本だと思います。それが法治国家だと思います。課税するには、課税される側の同意が必要だ。これがこの間の法治主義の取り組みとしてずっと議会の中でやられてるわけです。国民に、課税される側の代表から成るこの議会が承認したんやったらそれはそれいいと思うんですが、その承認もなしに、先に専決処分で、いろんな課税の問題が論議される、これは僕はやっぱり議会を軽視してるというふうになりかねないと思う。隣の例えば申本町なんかやったら臨時議会開きますよ。この問題論議してます。だけでも、こういった問題は、国が決まったから、はい、そのまま引き上げますということでは、町議会の存在意義は僕はなくなってくると思うんです。

この間、現実に前回の国保税、介護保険料の値上げで町民の生活やっぱり大変になってます。そのときに、そういったことがいとも簡単に、ぽおんとここで、はい、専決処分だといって決められることに対しては、やっぱり私は議会軽視にもなるし、住民の意見がそこで反映されない。しっかりとそこで論議をして、上げる必要があるのなら上げる必要がある。ないのなら。それはやっぱり課税の基本的な義務だと思うんです。そういう意味では、先ほど質問で言ったように、現実には、ちょっと質問のときに言いましたが、先ほど言うた、前回繰り入れた分が返納されてるわけですから。そのときに、返納される方向で考えられていく、提案されるんだったらわかりますが、そうじゃないですね。だから、私は、そういう点では、一部負担金の減免の問題とか、保険料減免の問題、これもちゃんと国民健康保険法で決められてますし、国庫負担がそういう意味では必ずとられてます、こういったに対してね。皆さんのやっぱり生活を守っていくということで、医療を守っていくということで、国、国庫負担も出されてます。そして、その運営が健全に行われるということで、都道府県においては必要なしとするということも法令で決められてるんです。だから、その地域に応じた国保税のあり方が論議されるわけですよ。それを抜きに、法律で決まったから、はい、やりますと、これは僕はやっぱ

り一般住民の町民の利益をきちんと代表してないということになると思うので、こういう提案のされ方については私は納得できない。だから、きちんとやっぱり論議をかけるべきだというふうに思います。

以上をもって反対とします。

それから、濟いません、先ほど、今答弁にありましたように、やっぱり実態が把握できてないですね。去年まではわかったとしても、ことしこれをやってどれだけの人が例えば増額されて、どのぐらいの人たちが減額されるということはきちんとつかみながらやっぱりこういうことは提案していかないと、これは私たちの直接生活、生存権にかかわってくる問題だから、そこは慎重に僕はやるべきだと思います。

以上をもって反対討論とします。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

報告第6号について原案のとおり承認することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第7号 専決処分（平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号））した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第7、報告第7号専決処分（平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 報告第7号専決処分（平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成28年3月31日専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,841万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億4,399万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款1の町税から、1ページめくっていただきまして、5ページ、款21の町債まで、歳入の合計で、補正前の額は89億4,240万9,000円、補正額は9,841万2,000円を減額いたしまして、計88億4,399万7,000円となっております。

6ページをお願いします。

6ページ、歳出です。

款2総務費から、7ページ下、款12の諸支出金まで、8ページの歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額とも歳入と同額でございます。

9ページをお願いいたします。

第2表地方債補正です。

起債の目的欄中、公共事業等から一番下の現年補助災害復旧事業まで、借入限度額の確定によりまして、1億5,090万円減額をいたしまして、補正限度額を13億790万2,000円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書。

1総括、歳入でございます。

款1町税から、次のページの款21町債まで、歳入合計で、補正前の額89億4,240万9,000円、補正額は9,841万2,000円の減額、計88億4,399万7,000円となっております。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費から款12諸支出金まで、歳出の合計で、補正前の額、補正額、計の金額は歳入と同額でございます。補正額の財源内訳でございますが、特定財源の国県支出金で6,015万7,000円の減、地方債で1億5,090万円の減、その他特定財源で7,351万7,000円の減、一般財源では1億8,616万2,000円の増となっております。

15ページをお願いいたします。

15ページ、総務課関係の歳入でございます。

款2地方譲与税から、2枚めくっていただきまして、18ページの款11交通安全対策特別交付金まで、それぞれの額の確定により補正をお願いしてございます。このうち、18ページの上段、款10の地方交付税につきましては、補正額2億862万5,000円、計32億1,878万9,000円となっております。内訳といたしまして、普通交付税で27億5,610万2,000円、特別交付税では4億6,268万7,000円で、平成26年度と比較いたしまして、1億1,833万円、率にしまして3.8%の増となっております。

21ページをお願いいたします。

21ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,296万9,000円につきましては、現年度分といたしまして876万2,000円、過年度分といたしまして、繰り越しをした分につきましては420万7,000円となっております。節3の未利用間伐材利用促進対策事業補助金82万円の減額につきましては、事業費の確定等による減額でございます。

目5消防費国庫補助金、節2住宅耐震改修事業費補助金115万5,000円の減額につきましても、事業費確定による減額でございます。

23ページをお願いします。

23ページ、款15県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、節8県移譲事務市町村交付金116万4,000円につきましては、交付金の確定によるものでございます。

24ページをお願いいたします。

中ほど、目6消防費補助金、節2住宅耐震改修事業費補助金90万円の減額につきましても、事業費確定による減額でございます。節5わかやま防災力パワーアップ事業費補助金176万6,000円の減額につきましても、事業費確定による減額となっております。

25ページ、款17寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、節3災害復興寄附基金寄附金108万1,000円につきましては、寄附金の額の確定により増額するものでございます。

次の款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金及び目2の減債基金の繰入金につきましては、予算で取り崩しを予定しておりましたそれぞれの基金につきまして、決算見込みにより全額減額するものでございます。

また、目4の公共施設整備基金繰入金につきましては、利息の10万円を取り崩しし、それ以外の5,290万円について、取り崩しが不要として減額をさせていただきます。

26ページをお願いいたします。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入、補正額の296万5,000円のうち総務課の関係では、説明欄1行目の県市町村振興協会市町村交付金672万円を計上させていただいております。

27ページをお願いします。

27ページの款21町債につきましては、目3の衛生費から目9の災害復旧費、次のページまで、それぞれ起債対象の確定により補正をさせていただいております。

29ページをお願いします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節4共済費は、公務災害補償負担金61万2,000円の減、目3の財産管理費、節13委託料318万3,000円の減につきましては、説明欄記載の委託につきまして、不用額が生じたので減額させていただいたものでございます。

目6の電子計算費、節13委託料150万円の減、節19負担金、補助及び交付金95万円の減につきましては、不用額が生じたので減額をさせていただいております。

33ページをお願いします。

33ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目8簡易水道費、節28繰出金の2,230万円の減額

につきましては、説明欄記載のとおり、簡易水道事業費特別会計への繰出金の減額でございます。

その下、款4衛生費、項1保健衛生費、目10病院費、節28繰出金の790万円の減額につきましては、説明欄記載のとおり、町立温泉病院事業会計への繰出金の減額でございます。

38ページをお願いします。

38ページ、款8消防費、目4水防費、節19負担金、補助及び交付金380万5,000円の減額は、小匠ダム改修工事の負担金の確定による減額でございます。

目5災害対策費1,404万円の減額につきましては、節13委託料、節15工事請負費、節17公有財産購入費の減額、これにつきましては、津波避難タワー関係の事業費の確定と備蓄倉庫設置委託及び住宅耐震改修事業補助金の確定によりまして、それぞれ不用額を減額させていただいたものでございます。

42ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目1財政調整基金費は1億5,000万円、目2の減債基金費は2億円、目7公共施設整備基金費は2億500万円をそれぞれ基金に積み立てるものでございます。

43ページに補正予算給与費明細書のほうをつけさせていただいております。

総務課の関係は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 休憩します。再開は10時45分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時32分 休憩

10時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 税務課の関係について御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

今回の町税の補正につきましては、決算見込みにより、款1町税の項1町民税から項5の入湯税まで、合計で5,514万6,000円を増額し、町税の総額を15億185万6,000円とさせていただいたものでございます。

4ページをお願いいたします。

4ページの一番下段ですけれども、款20諸収入、項1延滞金加算金及び過料につきましては、266万3,000円を増額して、総額366万3,000円とさせていただいたものでございます。

13ページをお願いいたします。

歳入の款1町税、項1町民税につきましては、個人と法人を合わせて3,518万6,000円を増額いたしまして、計5億5,098万7,000円とさせていただいております。内訳につきましては、個

人の現年度課税分で2,211万4,000円、個人の滞納繰越分で453万2,000円、法人の現年度課税分で800万円、法人の滞納繰越分で54万円を決算見込みにより増額するものがございます。

次に、項2固定資産税でございますが、現年度課税分で711万4,000円を決算見込みにより増額、滞納繰越分で141万8,000円を決算見込みにより減額いたしまして、計7億580万5,000円とさせていただきますものがございます。

次のページ14ページをお願いいたします。

項3の軽自動車税でございますが、決算見込みにより、現年度課税分で52万9,000円の増額、滞納繰越分で10万4,000円を減額いたしまして、計4,222万5,000円とさせていただきますしております。

項4町たばこ税につきましては、決算見込みにより、1,207万4,000円を増額して、1億1,707万4,000円とさせていただきますしております。

次に、項5入湯税でございますが、176万5,000円を減額いたしまして、計8,576万5,000円とさせていただきますしております。

23ページをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 課長、増額です。

○税務課長（久圓章功君） 失礼しました。176万5,000円を減額いたしまして……

〔「減額違うよ」と呼ぶ者あり〕

失礼しました。

○議長（中岩和子君） 増でしょ。

○税務課長（久圓章功君） 済みません。増額いたしまして、8,576万5,000円とさせていただきます。失礼しました。

23ページお願いします。

款15県支出金、項2の県補助金、目1総務費補助金、節1県税徴収補助金でございますが、92万3,000円を増額いたしまして、決算見込み額2,192万3,000円とさせていただきます。

26ページをお願いいたします。

款20諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目1延滞金でございますが、266万3,000円を増額いたしまして、決算見込み額366万3,000円とさせていただきます。

30ページをお願いいたします。

款2総務費、項2徴税费、目1税務総務費、節13委託料、電算システム改修業務委託で、143万4,000円を事業費確定により減額させていただきます。

○議長（中岩和子君） 143万2,000円。

○税務課長（久圓章功君） 失礼しました。143万2,000円を決算見込みにより減額させていただきます。

次の目2賦課徴収費につきましては、節7賃金、臨時雇賃金で、108万4,000円を減額させていただきます。徴収業務の臨時職員1名の退職に伴う減額と職員死亡退職により補助臨

時職員雇用の増額の差額分を計上させていただいております。

税務課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 住民課長矢熊君。

○住民課長（矢熊義人君） 住民課の関係について御説明いたします。

22ページのほうお願いいたします。

歳入です。

款14国庫支出金、項3委託金、目2民生費委託金、補正額103万8,000円は、節2国民年金費事務委託金で、基礎年金等事務費交付金の確定によるものでございます。

23ページのほうお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金のうち節9重度心身障害児者医療費補助金447万8,000円の減額及び節13乳幼児医療費補助金122万3,000円の増額は、医療費に係る補助金確定によるものでございます。

31ページお願いいたします。

歳出です。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち節28の繰出金は、説明欄記載の国民健康保険事業費特別会計の繰出金で、2億3,801万1,000円の減額となっております。国民健康保険事業費特別会計における今回の補正予算の収支の調整により繰出金を減額補正させていただくものでございます。

目2国民年金事務費は、歳入の国庫委託金確定による財源内訳の変更でございます。

目8重度心身障害児者福祉医療費の補正額876万円の減額と、その下の目9ひとり親家庭等福祉医療費の補正額144万円の減額は、医療費確定による減額の補正でございます。

32ページのほうお願いいたします。

項2児童福祉費、目4子ども医療対策費の補正額145万9,000円は、医療費確定に伴う増額の補正でございます。

33ページのほうお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節19負担金、補助及び交付金の補正額は2,167万4,000円の減額で、説明欄記載の環境衛生施設一部事務組合負担金が479万6,000円の減額、紀南環境広域施設組合負担金が1,687万8,000円の減額で、それぞれの組合の決算見込みに伴う本町負担分の確定による減額でございます。

34ページお願いいたします。

項2清掃費、目1塵芥処理費の補正額は2,212万8,000円の減額で、内訳といたしましては、節12役務費1,924万4,000円の減額は、焼却残渣、破碎ガラスなどの運搬料及び処分手数料の減少により、通信運搬費のほうで179万2,000円の減額、手数料で1,745万2,000円を減額するものでございます。節13委託料288万4,000円の減額は、ごみ焼却施設運転管理業務委託の精算に伴い減額するものでございます。

住民課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。

歳入でございます。

下段の款12分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節区分1老人保護措置費負担金163万8,000円の増額につきましては、養護老人ホーム入所者等負担金の実績見込みによるものでございます。

20ページをお願いいたします。

下段でございます。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節区分1障害者自立支援給付費負担金362万7,000円の減額につきましては、障害者自立支援給付費に対する2分の1の国庫負担金で、給付実績見込みによる減額でございます。節区分2障害者医療費負担金127万2,000円の減額につきましては、障害者自立支援事業に係る医療給付費の2分の1の国庫負担金で、給付実績見込みに伴うものでございます。節区分5児童手当国庫負担金1,009万9,000円の減額につきましては、児童手当の支給実績見込みに伴う減額でございます。

21ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節区分1地域生活支援事業費補助金588万1,000円の減額につきましては、障害者等に対する地域での生活の支援を行うもので、事業実績見込みによる減額でございます。

22ページお願いいたします。

下段でございます。款15県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節区分1障害者自立支援給付費負担金、補正額181万4,000円の減額につきましては、障害者自立支援給付費に対する国庫負担金と連動した県の負担金で、実績見込みによるものでございます。節区分5児童手当負担金241万3,000円の減額につきましても、国庫負担金と連動した県の負担金で、児童手当の支給実績見込みによるものでございます。

23ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金、節区分15子育て支援対策臨時特例交付金894万5,000円の増額につきましては、わかば保育園建設に係る保育所等施設整備事業費補助金で、平成26年度から27年度で完了した事業でございますが、平成26年度の事業費の国庫補助金を今年度交付を受けたものでございます。

31ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節20扶助費、補正額144万5,000円の減額につきましては、福祉手当の支給実績見込みによる減額でございます。

目3老人福祉費、節区分13委託料、補正額248万1,000円の減額につきましては、説明欄記載の事業実績見込みに伴う減額でございます。節20扶助費、補正額303万2,000円の減額につきましては、説明欄記載の養護老人ホーム保護措置費の実績見込みに伴う不用額の減額でございます。

す。節28繰出金、補正額4,434万円の減額につきましては、介護保険事業費特別会計への繰出金でございますが、介護給付費などの町の法定負担分12.5%分と事務関係経費分でございます。実績見込みによる減額でございます。

目7障害者福祉費、節区分20扶助費、補正額695万3,000円の減額につきましては、説明欄記載の各事業の実績見込みに伴うものでございます。節区分23償還金、利子及び割引料、補正額79万2,000円の増額につきましては、備考欄記載の平成26年度障害者医療費国庫支出金及び県支出金の精算確定による返還金でございます。

32ページをお願いいたします。

目10福祉健康センター費、節区分11需用費130万円の減額につきましては、福祉健康センター内の機能回復センターに係るボイラーの燃料費に不用額が生じたもので、減額するものでございます。

項2児童福祉費、目2児童措置費、節区分4共済費328万8,000円の減額につきましては、説明欄記載の臨時雇い保育士等に係る社会保険料の減額でございます。また、節区分7賃金の1,314万円の減額につきましては、臨時保育士賃金1,025万1,000円及び学童保育所指導員賃金の減額でございます。いずれも実績見込みによるものでございます。節区分13委託料3,197万8,000円の減額につきましては、備考欄記載の町外公立保育所入所委託で372万2,000円、私立保育所運営委託で2,825万6,000円の減額でございます。いずれも事業実績見込みによる減額でございます。節区分20扶助費1,605万5,000円の減額につきましては、児童手当の支給実績に伴う減額でございます。

33ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節13委託料、補正額480万円の減額につきましては、説明欄記載の各種予防接種の事業実績見込みに伴う減額でございます。

目6母子対策費、節区分13委託料、補正額159万9,000円の減額につきましては、説明欄記載の妊婦健診委託の事業実績見込みに伴う減額でございます。

福祉課の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 観光産業課の関係について御説明いたします。

19ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款12分担金及び負担金、項1分担金、目2農林水産業費分担金、節3産地水産業強化支援事業費分担金の875万円の減額につきましては、国の補正予算を申請しておりましたが補助金がつかず、事業が未実施となったため減額を行うものでございます。

目3災害復旧費分担金、節2農林水産施設災害復旧費分担金の412万1,000円の減額につきましては、説明欄記載の那智の滝源流作業道災害復旧事業の事業費確定によるものでございます。

20ページをお願いします。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産使用料、節3那智駅交流センター使用料の806万8,000円の減額につきましては、入浴施設の休業によるものでございます。

目5商工使用料、節1体育文化会館使用料の135万8,000円につきましては、27年度実績により増額をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目8農林水産業費国庫補助金、節1産地水産業強化支援事業費補助金の1,750万円の減額につきましては、分担金と同様に、事業未実施のための減額でございます。

23ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節8農作物鳥獣害防止総合対策事業費補助金の362万2,000円の減額と、次のページ24ページの節17海岸漂着物地域対策推進事業委託補助金の112万5,000円の減額につきましては、それぞれ事業費確定による減額でございます。

目5商工費補助金、節1観光施設整備補助金の416万1,000円の減額につきましては、説明欄記載の事業費確定によるもので、過年度公衆トイレ改修事業につきましては、繰越分の前年度実績に係る歳入でございます。

目8災害復旧費補助金、節1農林水産施設災害復旧費補助金の412万1,000円の減額と節2県土防災対策治山事業費補助金の340万1,000円の減額につきましても、事業費確定による減額でございます。

26ページをお願いいたします。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入、節1雑入の説明欄上から2行目の那智駅交流センター産品等販売料の125万8,000円と3行目の那智駅交流センター自動販売機設置料110万2,000円につきましては、実績により計上するものでございます。

34ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目5那智駅交流センター管理費の912万8,000円の減額につきましては、入浴施設の休業に伴う賃金及び需用費の減額とボイラー等の改修工事費の確定による減額でございます。

次のページ35ページをお願いいたします。

項2林業費、目2林業振興費、節8報償費の544万3,000円の減額につきましては、有害駆除の実績による減額でございます。節19負担金、補助及び交付金の131万2,000円の減額につきましては、紀州材需要拡大事業の事業費確定による減額でございます。27年度実績といたしましては、7件の申請がございました。

項3水産業費、目1水産業総務費、節15工事請負費の294万7,000円の減額につきましては、那智漁港の街灯修繕工事を予定しておりましたが、老朽化が進み、修繕で対応できる状況ではなかったため未実施となりましたので減額をしております。

目2水産振興費、節13委託料につきましては、海岸漂着物地域対策推進事業の事業費確定による減額でございます。

目3産地水産業強化支援事業費につきましては、国の補正予算を申請しておりましたが採択がされませんでしたので、事業費全体を減額するものでございます。

次のページ36ページをお願いいたします。

款6商工費、項2観光費、目2観光振興費の734万8,000円の減額につきましては、説明欄記載の工事2件の完了に伴うものでございます。

目3公園費の467万6,000円の減額につきましては、作業員の社会保険料と賃金を建設課で一本化したことに伴う不用額の減額でございます。

目4体育文化会館費の261万9,000円の減額につきましては、燃料費及び光熱水費に不用額が生じたため減額しておるものでございます。

41ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1町単独農林水産施設災害復旧費の212万円の減額につきましては、34件の災害復旧工事の事業費確定に伴うものでございます。

目2県土防災対策治山事業費の112万3,000円の減額につきましても、勝浦小学校防災対策治山工事の完了に伴うものでございます。

目3林道施設災害復旧費の1,236万1,000円の減額につきましても、那智の滝源流域作業道災害復旧工事の完了に伴う減額を行っております。

観光産業課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

36ページお願いします。

歳出でございます。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、補正額342万9,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分4共済費及び節区分7賃金でございます。説明欄記載の臨時雇い作業員の退職による賃金の減額でございます。

37ページお願いします。

項2道路橋梁費、目2道路新設改良費、補正額117万4,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分14使用料及び賃借料でございます。説明欄記載の土砂置場敷地借上料につきまして、地権者の協力が得られたための減額でございます。

続きまして、項6住宅費、目1住宅管理費、補正額185万5,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の維持修繕工事及び公営住宅長寿命化修繕工事の額の確定による減額でございます。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 消防長峯君。

○消防長（峯 幸生君） 消防関係について御説明いたします。

26ページをお願いします。

歳入でございます。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入、節区分1雑入の説明欄4行目に記載の消防団員公務災害補償共済、補正額611万5,000円につきましては、補償共済額確定に伴い減額するものでございます。

38ページをお願いします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費の補正額1,009万1,000円の減額について御説明いたします。節区分1報酬につきましては、消防団員の年報酬及び出動手当の支払い額が確定したことに伴い、396万2,000円を減額するものでございます。節区分5災害補償費につきましては、療養補償費、休業補償費の支払い額確定に伴い、149万6,000円を減額するものでございます。節区分8報償費につきましては、支払い額の確定に伴い、463万3,000円を減額するものでございます。

目3消防施設費、節区分13委託料につきましては、消防救急無線デジタル化整備委託の支払い額確定に伴い、627万2,000円を減額するものでございます。節区分18備品購入費につきましては、消防救急無線デジタル化整備に係る支払い額の確定に伴い、1,210万円を減額するものでございます。

消防関係は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） 教育委員会の関係につきまして御説明申し上げます。

21ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、節3学校施設環境改善交付金の補正額20万4,000円は、色川小中学校統合施設整備事業の交付金確定による補正であります。

23ページをお願いします。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、補正額478万円のうち節5紀の国わかやま国体会場地市町村運営交付金965万3,000円は、事業費確定に伴う補助金の増額補正です。節6紀の国わかやま国体リハーサル大会市町村運営交付金161万4,000円の減額と節7紀の国わかやま国体会場地市町村行幸啓運営交付金534万6,000円の減額も、それぞれ事業費の確定に伴う交付金の減額補正です。

29ページをお願いします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目12国民体育大会推進事業費の補正額3,871万9,000円の減額は、事業費の確定に伴う減額です。節3職員手当等564万5,000円は、主に職員の超過勤務手当の減額です。節7賃金139万4,000円の減額は、臨時職員2名、12カ月分の賃金を計上しておりましたが、年度途中の契約となったための減額であります。節19負担金、補助及び交付金

3,168万円の減額は、町国体実行委員会補助金でありまして、国体競技に係る競技役員等の旅費、宿泊費や行幸啓関係費用、休憩用テント設置委託料等の減が主な要因です。

39ページをお願いします。

款9教育費、項1教育総務費、目3教育諸費の補正額237万3,000円の減額のうち節4共済費128万4,000円の減額は、支援教員や学校司書等臨時職員の社会保険料の実績に伴う減額です。節7賃金108万9,000円の減額につきましては、学校図書館司書の契約が年度途中からとなったことが主な要因です。

40ページをお願いします。

項2小学校費、目1学校管理費の補正額647万9,000円の減額のうち節7賃金185万4,000円の減額につきましては、支援教員の勤務実績に伴う減額です。節11需用費462万5,000円の減額は、平成26年度に小学校に空調設備を整備したことから、27年度で電気使用料の増を見込み、予算計上しておりましたが、使用が見込みを下回ったため、実績により減額するものです。

目3色川小中学校統合施設整備事業費175万5,000円の減額のうち節13委託料75万5,000円の減額は、校舎新築工事管理業務委託の入札による減額です。節15工事請負費100万円の減額は、校舎新築工事の入札による減額です。

項3中学校費、目1学校管理費、節7賃金544万5,000円の減額は、支援教員等の勤務実績に伴う減額です。多額の不用額が出ておりますのは、授業において教員の補助をする支援教員に教員免許所持者4名分の予算をいただき、公募により面接を行いました。採用が通年2名、中途1名であったための不用額であります。

41ページをお願いします。

項4社会教育費、目2公民館費、節13委託料141万4,000円の減額につきましては、町展の50周年記念行事の開催実績に伴う減額が主なものです。

教育委員会の関係は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 1点だけお願いします。

21ページの農林水産業費国庫補助金のこと、あと事業費の確定でこれなくなったということなんですけど、どういうことで、藻場とか、そういうやつのもので事業できなかったかというのちょっとお聞きします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

産地水産業強化支援事業費の関係だと思っておりますが、こちらのほう投石の事業でございます。国の補正予算のほうに申請はしておったんですが、単独の事業では採択はされたものがございませんでした。こちらの事業について、水害で出た石等を投石しなければならないということで、また新たに広域で事業することによって国の予算を申請することができますので、そ

ちらのほうで、また28年度以降でやっていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかにございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 31ページの社会福祉費の中で社会福祉総務費、節28の繰出金で、国民健康保険事業費特別会計の繰り出し分が減額になったということの大きな理由というんか、ちょっと説明をしていただければと思います。

○議長（中岩和子君） 住民課長矢熊君。

○住民課長（矢熊義人君） 国民健康保険事業費の繰出金の減額についてでございますけれども、後ほどの国民健康保険事業費特別会計のほうで説明させていただく予定でした。それで、大きな要因といたしましては、歳入においてですけれども、保険税の増加、それから歳出においては保険給付費及び共同事業拠出金が減額になったことが大きな要因となっております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 一緒に言うときばよかったですけど、介護保険事業費のほうのやつも、済みませんが、お願いいたします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

節区分28繰出金の関係でございます。こちらに関しましては介護保険事業費特別会計の繰出金でございますが、介護給付費などの町の法定負担分12.5%でございます。法定で12.5%と決まっております。給付実績によりまして減額されるものでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっとお聞きします。

6ページ、7ページの歳出の関係ずっと見ておりましたら、ほとんどが減額で、大きい減額も、3億円を超えてる減額もありますし、それで何千万という減額もあるんですけども、ちょっと確認したいんですけども、これは当初の予算で見積もり過ぎてたということなのかどうか、その点だけ確認します。

それから、35ページの農林水産業の関係の水産業の関係で、増殖場整備工事ですけれども、それが採択ならず今回専決で落とすということなんですけど、この点と、そして次のページの公園費の関係で、臨時雇賃金が建設課へ移ったということで、これも減額なんですけども、何で今まで、専決までこの2つのが置かれていたんか。早い段階での補正で減額できたと思うんですけども、なぜ専決になったのかどうかだけ、その点お尋ねします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 今回の専決の補正予算についてのお尋ねでございます。多く

見積もり過ぎていたんじゃないかということでございますけども、決して事業を多く見積もっていたということではありませんで、各会計の中から来年度の繰り越しの分を見込みまして、それ以外の分について、今回また不用額について積み立てをしたいということで、割合小さなものまで減額にさせていただいております。ただ、その中で、国保の繰出金の関係の戻しがあったということと、それから地方消費税の剰余金があったということで、積み立ての金額が大きくなっているような状況でございます。通常でしたらそういうものもなく、積み立てをできるだけ残して、あと繰越金も見込んでということで、減額補正をさせていただいたものでございます。決して多く見積もっていたということではございません。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

産地水産業強化支援事業費の関係でございますが、こちらのほう補正予算のほうで計上お願いしておりましたが、国の採択がだめということが2月後半でないといわなかった状況でございます。3月補正等には間に合わなかった状況でございます。それで専決のほうで落とさせていただいております。

公園費のほうの賃金につきましては、議員おっしゃいますとおり、当初予算上げてから、それから建設課との間で、話の中で統一するということでありましたので、年度の途中、どの補正でも落とせたかと思っておりますので、以後気をつけさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっと確認ですけども、水産業の産地、水産業の関係の3,400万円の減額ですけども、これ2月、これは当初で上がってたんですかね、最初は。補正で上がったんですかね、途中の。補助申請自体が2月後半までわからなかったということは、国の補正の申請自体が1月、2月ぐらいの申請だったということなんか、その点だけちょっと確認させていただきます。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

手元に資料がないので、正しいというか詳しい日程はわからないんですけども、予算のほう国の補正予算にあわせて当町のほうも補正予算で上げさせてもらったものでございます。予算が採択されれば繰り越して事業を行う予定であったものでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第7号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 報告第8号 専決処分（平成27年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正  
予算（第3号））した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第8、報告第8号専決処分（平成27年度那智勝浦町国民健康保険事業  
費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長矢熊君。

○住民課長（矢熊義人君） 報告第8号専決処分（平成27年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別  
会計補正予算（第3号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成28年3月31日に専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

平成27年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,549万円を減額し、歳入歳出予算  
の総額を歳入歳出それぞれ30億2,977万2,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、歳出においては一般被保険者療養給付費などの費用の確定による  
補正と、また歳入においては費用の確定等に伴う国庫支出金等の特定財源の補正、また国保税  
率の改定による保険税の増額による補正と、これら歳入歳出予算額の調整による一般会計繰入  
金の補正を行うものでございます。

2ページのほうをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入です。

款1の国民健康保険税から款10の繰入金まで、歳入合計で、補正前の額32億526万2,000円に  
補正額で1億7,549万円を減額し、計で30億2,977万2,000円とするものです。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

款1の総務費から款8の保健事業費まで、歳出合計で、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページのほうお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括、歳入及び5ページの歳出、それぞれ補正額は減額の1億7,549万円でございます。

5ページの歳出の補正額の財源内訳は、国県支出金の合計が777万7,000円、その他が323万2,000円、一般財源は1億8,649万9,000円の減額となっております。

6ページのほうお願いいたします。

2歳入でございます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、補正額は5,151万2,000円の増額で、説明欄記載の医療給付費から介護納付金分まで、決算見込みにより増額補正するものでございます。この要因といたしましては、平成27年度からの国民健康保険税の税率改正により増額したものでございます。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金、補正額1,470万9,000円は、説明欄記載の普通調整交付金、特別調整交付金の額の確定によるものでございます。

款5療養給付費交付金、項1療養給付費交付金、目1療養給付費交付金、補正額3,127万8,000円は、療養給付費に対する社会保険支払基金からの交付額の確定によるものでございます。

7ページお願いいたします。

款7県支出金、項2県補助金、目2財政調整交付金、補正額693万2,000円の減額は、説明欄記載の普通調整交付金、特別調整交付金の額の確定によるものでございます。

款8共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金、補正額2,431万4,000円の増額と目2保険財政共同安定化事業交付金、補正額5,236万円の減額は、共同事業費に対する国保連合会からの交付金の額の確定によるものでございます。

8ページお願いいたします。

款10繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額2億3,801万1,000円の減額は、歳入において保険税の増加、また歳出においては保険給付費、それから共同事業拠出金の減少が大きな要因となりまして、その他一般会計繰入金が減額となったものでございます。この補正においては当初予算及び補正予算で対応していくべきものだったと思っておりますけれども、こういう形になりまして、今後は直近の補正予算のほうに計上していくよう努めてまいります。

9ページのほうお願いいたします。

3歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、国県支出金の歳入に伴う財源内訳の変更でございます。

項2徴税费、目1賦課徴収費、節13委託料299万6,000円の減額は、説明欄記載の2件について

て、額の確定による不用額の減額でございます。

10ページのほうお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費から目4退職被保険者等療養費まで、補正額の計は1億877万6,000円の減額で、保険者負担分の確定により減額補正させていただくものでございます。

11ページお願いいたします。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費の補正額1,800万2,000円の減額は、費用の実績見込みによるものでございます。

目2退職被保険者等高額療養費については、財源内訳の変更でございます。

款3後期高齢者支援金、項1後期高齢者支援金、目1後期高齢者支援金については、財源内訳の変更でございます。

12ページのほうお願いいたします。

款6介護納付金、項1介護納付金、目1介護納付金の補正額111万5,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業拠出金については、財源内訳の変更でございます。

目2保険財政共同安定化事業拠出金の補正額3,939万円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

13ページのほうお願いいたします。

款8保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費の補正額521万1,000円の減額は、説明欄記載の健診委託について、事業費の確定により不用額を減額するものでございます。

項2保健事業費、目1保健事業費については、財源内訳の変更でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 反対討論。

○議長（中岩和子君） 反対討論ですね。

○10番（津本・光君） はい。

○議長（中岩和子君） はい。

○10番（津本・光君） 先ほどの一般会計の補正予算のときでもちょっと迷ったんですが、全体の流れがありますので、今回は一般会計予算のほうは、補正予算のほうは賛成をしたんですが、この国民健康保険の問題につきましては、先ほどの質問のときの説明にありましたように、税率のアップによる結局収入がふえたということで、一般繰り入れのほうから返すという形に、減額をするという形になってると思うんですが、それであれば私はやっぱり町民に返していくべきだというふうに考えてます。特に前回の値上げでやっぱり町民負担は相当厳しいです。どこ行っても、何でこんだけ上げられるのということを言われます。現実には私の身近でも老後破産した人おられます。これはやっぱりいろんなことによって起こってくるんです。そのときにそういうことが出ればやっぱり生活保護費とかそういうことでのまたアップも出てきます。だから、こういった値上げによって、まあ言えば生存権、生活権が脅かされる、これについては、やっぱり私は上げることについては納得いかないし、その上げた分について還元をしていくべきだというふうに思います。そして、住民負担を減らすことで住民の生活を少しでもよりよくしていく、それがいわゆる購買力のアップになったり、地域経済の活性化になったり、そういうことにつながっていくわけで、安易に町民負担を多く求めていくと、結局今の国のやり方で、消費税でも何でもええ、どんどん上げればええという形になってきますので。だから、そうではなくて、やっぱり住民を守る立場で町政が動いていく、それが僕は地方自治のあり方だと思いますんで、この国民健康保険税等の値上げされた分について、これはきちんと住民に返すべきだということで、税率を減額すべきだということで、反対の討論したいと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

報告第8号について原案のとおり承認することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時50分 休憩

13時27分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 報告第9号 専決処分（平成27年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第9、報告第9号専決処分（平成27年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長関君。

○水道課長（関 正行君） 報告第9号専決処分（平成27年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成28年3月31日専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

平成27年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,616万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,492万1,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款3国庫支出金から款7町債まで、8,616万2,000円を減額し、歳入合計5億6,492万1,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2工事費、補正前の額5億6,529万5,000円から8,616万2,000円を減額し、計4億7,913万3,000円、歳出合計5億6,492万1,000円は歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

地方債補正でございます。

起債の目的、配水管布設整備事業につきましては、補正前の限度額260万円から30万円減額し、補正後の限度額を230万円とするものでございます。

簡易水道統合整備事業につきましても、補正前の限度額2億1,080万円から2,210万円を減額し、補正後の限度額を1億8,870万円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括、歳入。

款3国庫支出金から款7町債まで、8,616万2,000円を減額し、歳入合計5億6,492万1,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2工事費、補正前の額5億6,529万5,000円、補正額8,616万2,000円の減額、計4億7,913万3,000円、補正額の財源内訳は、国庫支出金4,172万3,000円の減額、地方債2,240万円の減額、一般財源2,203万9,000円の減額でございます。補正後の歳出合計は5億6,492万1,000円でございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

(款)3国庫支出金、(項)1国庫補助金、目1簡易水道事業費国庫補助金、節1簡易水道事業費補助金4,172万3,000円の減額、補正後の計8,599万5,000円でございます。

(款)4繰入金、(項)1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額2,230万円、これは過疎債の減額でございます。補正後の計1億9,100万円でございます。

(款)5繰越金、(項)1繰越金、目1繰越金、補正額26万1,000円の増、補正後の計は1,980万5,000円でございます。

8ページをお願いいたします。

(款)7町債、(項)1町債、目1簡易水道事業債、節1簡易水道事業債、補正額2,240万円の減額につきましては、説明欄記載のとおり、配水管布設整備事業、簡易水道統合整備事業の減額で、補正後の額は1億9,100万円でございます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

(款)2工事費、(項)1施設整備事業費、目1配水管布設工事、節15工事請負費112万2,000円の減額につきましては、説明欄記載の配水管布設替工事2件の工事費確定による減額補正でございます。

目2簡易水道統合整備事業費、補正前の額5億5,851万9,000円、補正額8,504万円の減額、計4億7,347万9,000円とするものでございます。減額理由といたしましては、節13委託料につきましては精算によるものでございます。節15工事請負費につきましては、国への補助金要望額に対し32.7%の減額の内示となり、説明欄記載の工事を平成28年度に移行するための減額をさせていただきます。

節17公有財産購入費及び節22補償、補填及び賠償金につきましては、浦神中継ポンプ所用地の購入及び立ち木補償の精算により減額するものであります。

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長(中岩和子君) 質疑を行います。

質疑はございませんか。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第9号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 報告第10号 専決処分（平成27年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正  
予算（第3号））した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第10、報告第10号専決処分（平成27年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 報告第10号について御説明申し上げます。

報告第10号専決処分（平成27年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成28年3月31日に専決処分をいたしております。

次の1ページをお願いいたします。

平成27年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,152万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,945万1,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款1介護保険料から款7繰入金まで、歳入合計、補正前の額20億9,097万9,000円、補正額1億2,152万8,000円の減額で、計19億6,945万1,000円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費から款3地域支援事業費までの歳出合計は歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1 総括、4ページの歳入、5ページの歳出、それぞれ補正額1億2,152万8,000円の減額で、合計19億6,945万1,000円となっております。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料で、補正額1,850万円の増額につきましては、平成27年度から開始しました第6次介護保険事業計画に基づく介護保険料の改正によるものでございます。内訳といたしまして、節区分1現年度分特別徴収保険料で980万円の増額、節区分2現年度分普通徴収保険料で870万円の増額となっております。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節区分1介護給付費負担金1,469万6,000円の減額につきましては、説明欄記載の介護予防給付費負担金の給付実績見込みによるものでございます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金、節区分1調整交付金1,344万5,000円の減額につきましては、介護保険財政の市町村間の調整を行うため交付されるもので、実績見込みによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節区分1介護給付費交付金4,817万9,000円の減額につきましては、説明欄記載の社会保険支払基金交付金で、給付費の実績見込みによる減額でございます。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、節区分1介護給付費負担金1,936万8,000円の減額につきましては、国の負担金に連動した保険給付費の実績見込みによるものでございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節区分1介護給付費繰入金3,834万5,000円の減額につきましては、保険給付費、介護予防事業費などの町の法定負担分12.5%で、給付実績見込みによる減額でございます。節区分2その他一般会計繰入金599万5,000円の減額につきましては、介護保険事務関係経費に係るもので、実績見込みによる減額でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節区分13委託料178万2,000円の減額につきましては、説明欄記載の介護保険システム改修委託で、事業費確定による不用額の減額でございます。節区分25積立金3,964万8,000円の増額につきましては、介護保険給付実績見込みに伴うものでございます。介護給付実績が想定より少なかったことと、保険料収入の改正により伸びたことにより、剰余金を介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

項3認定調査費、目1認定調査費、節区分7賃金の100万1,000円の減額につきましては、説

明欄記載の介護訪問調査臨時職員賃金の支給実績見込みによる不用額の減額でございます。

9ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1保険給付費、目1居宅介護サービス給付費、節区分19負担金、補助及び交付金の9,987万円の減額につきましては、説明欄記載の各種居宅介護サービス給付費の給付実績見込みによる減額でございます。

目2施設介護サービス給付費、節区分19負担金、補助及び交付金、説明欄記載の特定入所介護サービス費で361万2,000円、施設入所に係る給付費で5,105万円と、それぞれ給付実績見込みによる減額でございます。

款2保険給付費、項2高額介護サービス費、目2高額施設介護サービス費、節区分19負担金、補助及び交付金、補正額131万9,000円の減額につきましては、実績見込みによるものでございます。この科目につきましては、1カ月の利用者負担額の合計額から所得区分ごとに定める利用者負担額の上限額を控除して、超えた額を高額サービス費として支給するものでございます。

10ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項3高額医療合算介護サービス費、目1高額医療合算介護サービス費、節区分19負担金、補助及び交付金、補正額184万7,000円の増額につきましても、実績見込みによるものでございます。この科目につきましては、介護保険と医療保険の自己負担額を合算いたしまして、年間の限度額を超えた場合に高額医療合算介護サービス費として、基準額を超えた額を支給するものでございます。

款3地域支援事業費、項2介護予防事業費、目1介護予防事業費につきましては、元気なお年寄りが要介護にならないように、各種予防事業を行うための費用でございます。節区分13委託料137万3,000円の減額でございます。説明欄記載の地域介護予防活動支援事業委託の実績見込みによる不用額の減額でございます。

款3地域支援事業費、項3包括的支援等事業費、目1包括的支援等事業費でございます。この科目につきましては、地域のお年寄りが住みなれた地域で安心して生活していただけるよう、各種事業を行うための費用及び地域包括支援センター職員出向に係る経費でございます。節区分13委託料で149万9,000円の減額につきましては、説明欄記載の配食サービス等の地域自立生活支援事業費の実績見込みによる不用額の減額でございます。節区分19負担金、補助及び交付金で151万7,000円の減額につきましては、説明欄記載の町社会福祉協議会補助金でございますが、地域包括支援センターに係る派遣職員の人件費分の実績見込みによる不用額の減額でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 先ほどの国保税の件に関して発言したのと同じですが、一般会計の繰り入れだけで減額が処理される、住民の生活に上げた分について、もとの財源として確保できないというのであれば賛成しかねます。反対とします。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

報告第10号について原案のとおり承認することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 報告第11号 専決処分（平成27年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第3号））した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第11、報告第11号専決処分（平成27年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第3号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） 報告第11号について御説明を申し上げます。

専決処分（平成27年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第3号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成28年3月31日に専決処分をいたしております。

1ページをお願いいたします。

平成27年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第3号）。

第1条、平成27年度那智勝浦町立温泉病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めると

ころによる。

第2条、予算第4条中「3,337万8,000円」を「1,997万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入につきましては、第1款資本的収入、既決予定額2億4,377万3,000円から補正予定額1,880万円を減額し、2億2,497万3,000円とするものです。

内訳につきましては、第1項企業債、既決予定額1億400万円から補正予定額1,090万円を減額し、計9,310万円とするものでございます。

第2項負担金、既決予定額1億3,977万3,000円から補正予定額790万円を減額し、1億3,187万3,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出、既決予定額2億7,715万1,000円から補正予定額3,220万円を減額し、2億4,495万1,000円とするものでございます。

内訳でございますが、第1項建設改良費、既決予定額2億5,862万2,000円から補正予定額3,000万円を減額し、2億2,862万2,000円とするものです。

第3項看護師等貸付金、既決予定額220万円から補正予定額220万円を減額するものでございます。

第3条、予算第6条に定めた起債の限度額を1億400万円から9,310万円に改めるものでございます。

平成28年3月31日、町長名でございます。

2ページをお願いいたします。

内容につきましては、前項の説明と重複いたしますので、説明は省略をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書です。

資本的収入及び支出でございますが、款1資本的収入、項1企業債、目1企業債、補正予定額1,090万円の減額は、事業費確定に係る減額でございます。

款1資本的収入、項2負担金、目1他会計負担金、補正予定額790万円の減額につきましては、建設改良事業費の確定によるものでございます。

支出でございますが、款1資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良費、既決予定額5,000万円から補正予定額1,000万円を減額し、4,000万円とするものです。内訳でございますが、節1工事請負費1,000万円を減額するものでございます。その要因でございますが、平成27年度は大規模な施設維持に係る補修工事がなかったことによる減額でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2新病院建設事業費、既決予定額2億629万3,000円から補正予定額2,000万円を減額し、計1億8,629万3,000円とするものでございます。これは建設事業費の減によるものでございます。

款1資本的支出、項3看護師等貸付金、目1看護師等貸付金、既決予定額220万円から補正予定額220万円を減額するものでございます。修学資金貸与の希望予定者を4名としておりま

したが、平成27年度の貸与実績がなかったことにより全額を減額させていただくものでございます。

説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第11号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 報告第12号 平成27年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（中岩和子君） 日程第12、報告第12号平成27年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 報告第12号平成27年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

平成27年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

これにつきましては、平成27年度予算に計上している事業のうち28年度に繰越明許させていただきました事業に係るもので、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額とその財源内訳を記載してございます。

款2 総務費の個人番号カード交付事業負担金から款10の災害復旧費の井谷1号線道路災害復旧事業まで、合計金額6億1,527万7,000円のうち翌年度繰越額は2億7,559万3,000円、財源の内訳は、未収入特定財源のうち国、県の支出金が1億5,984万8,000円、地方債は4,950万円と

一般財源の6,624万5,000円となっております。

以上、地方自治法施行令の規則により議会に報告するものでございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上、報告第12号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第47号 平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第13、議案第47号平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第47号平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,550万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億5,610万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計で、補正前の額87億9,060万円、補正額1億6,550万8,000円、計89億5,610万8,000円となっております。

3ページをお願いいたします。

歳出ですが、款4の衛生費から款9の教育費まで、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正です。起債の目的欄、過疎対策事業を補正、補正前の限度額を13億1,140万円に、180万円を増額し、補正後の限度額を13億1,320万円とするものでございます。

5ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1総括として、このページの歳入、次の6ページの歳出について、それぞれ1億6,550万8,000円を増額をお願いしてございます。歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金が95万5,000円、地方債が180万円、その他が2,994万3,000円、一般財源が1億3,281万円となっております。

7ページをお願いします。

2歳入です。

款10地方交付税、目1地方交付税につきましては、補正額1億3,281万円を追加し、計は28億8,281万円となっております。

8ページをお願いいたします。

下のほう、款21町債、項1町債は、目3衛生費、過疎対策事業債で、医療機械備品購入事業について、計180万円の補正をお願いするものでございます。

9ページをお願いします。

3歳出です。

款4衛生費、項1保健衛生費、目10病院費180万円につきましては、先ほど説明をいたしました町立温泉病院事業会計への繰り出し、過疎債借入分の繰り出しでございます。

10ページをお願いします。

10ページ、下の欄ですけれども、款8消防費、項1消防費、目5災害対策費で425万円の補正をお願いしてございます。節9旅費の75万円は、平成28年4月に発生をいたしました熊本地震による応援職員派遣の旅費についてお願いするものでございます。既に町政報告でも町長から申し上げましたが、4月30日から5月6日にかけて、住家被害の認定調査に2名の派遣を行ってございます。今後も派遣要請があればこれに応えるため、この2名を含めた5名分の予算を計上させていただいております。次の節15工事請負費350万円につきましては、庄地区避難場所整備工事をお願いするものでございます。庄地区の避難場所につきましては、地区の要望によりまして、平成27年度に簡易水道統合整備事業の太田大谷地区の残土を活用しまして整備を行ったものでございます。関係資料のほうお願いいたします。こちらの分、資料をお願いします。1ページには位置図となっております。庄地区の旧の太田川小学校、ゆうゆうから入ったところでございます。次のページに計画平面図がございまして、平成27年度に既にもう完成をしております、今回フェンスの設置と、のり面に種子の散布を総務課のほうで行います。設置を予定しておりますフェンスのサンプルの写真を左上に載せてございます。

総務課の関係については以上です。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 観光産業課の関係について御説明いたします。

今回、観光産業課の関係の補正でございますが、株式会社地域経済活性化支援機構による勝浦漁業協同組合の事業再生支援決定に係るものでございます。

7ページをお願いいたします。

款16財産収入、項2財産売払収入、目3債権売払収入、節1債権売払収入の2,952万9,000円につきましては、後ほど議案第46号でも御説明いたしますが、勝浦漁協信用事業統合促進資金損失補償債権を株式会社地域経済活性化支援機構に買い取りをお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。

款20諸収入、項3貸付金元利収入、目1貸付金元利収入の38万4,000円につきましては、損

失補償履行後から勝浦市場譲渡までの期間について、町が勝浦漁業協同組合に対して債権者となるため、期間中の利息を勝浦漁業協同組合から受け入れるものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項3水産業費、目1水産業総務費、節17公有財産購入費の2,920万円につきましては、勝浦漁協地方卸売市場の関連不動産を購入するものでございます。

観光産業課関係資料をごらんください。

青く塗り潰している部分が土地、赤く塗り潰している部分が建物でございます。建物については評価額がございませんので無償譲渡。予算計上額につきましては、土地3筆、1,759.47平米の購入費用となっております。

議案書に戻っていただきまして、節22補償、補填及び賠償金の1億490万5,000円につきましては、勝浦漁協信用事業統合促進資金損失補償金でございます。損失補償につきましては、平成12年2月に和歌山県信用漁業協同組合連合会が勝浦漁業協同組合に対して貸し付けた10億円に対して、町及び和歌山県が損失補償を締結したもので、以来平成28年3月まで勝浦漁業協同組合により返済を行ってまいりましたが、5月17日の株式会社地域経済活性化支援機構による再生支援決定を受けて、和歌山県信用漁業協同組合連合会に対して損失補償を行うものでございます。損失補償の実行につきましては、7月末を予定してございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

10ページお願いします。

歳出でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費、補正額1,660万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分13委託料200万円でございます。説明欄記載の測量業務委託でございます。朝日18号線道路改良工事に伴います地形測量、15段測量、用地測量及び分筆図作製等でございます。続きまして、節区分15工事請負費1,450万円でございます。説明欄記載の朝日18号線道路改良工事、神角入船小坂線側溝改修工事、桜ヶ丘1号線災害防除工事でございます。

お手元に配付させていただいてます資料をごらんください。

朝日18号線道路改良工事の平面図でございます。国道42号から新病院への朝日18号線は、現在幅員が6メートルです。道路改良により、車道8メートル、歩道2メートルの総幅員10メートルの計画でございます。延長は35メートルでございます。黄色で着色の部分は、用地を等価交換する部分でございます。工事内容は、U型側溝、円形側溝、歩車道境界ブロック、信号柱移転、建物解体及び舗装でございます。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） 教育委員会の関係につきまして御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15県支出金、項3委託金、目2教育費委託金、節2子どもの読書活動推進委託金95万5,000円は、子どもの読書活動推進事業に係る委託金を県から受け入れるものです。詳しくは歳出にて説明いたします。

8ページをお願いします。

款17寄附金、項1寄附金、目4教育費寄附金、節1図書館運営費寄附金3万円は、町内の方から図書館への寄附金を受け入れるものです。

11ページをお願いします。

歳出でございます。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節15工事請負費685万円につきましては、教育センターの1階トイレが浄化槽への排水管が外れたため使用できなくなり、現在2階トイレを使用していますが、来館者等に御不便をおかけしておりますので、修繕工事を行うものです。

別紙資料により説明いたします。

教育委員会関係資料1をごらんください。

三川小学校建設時の1階平面図であります。図面が古くて、見にくくて、申しわけございません。トイレの現状を説明いたします。図面の中央に、左から男子便所、職員便所、身障者便所、女子便所と記載し、矢印を引いて示しております。男子便所と職員便所は図面の左方向に配管し、汚水ますの③、④、⑤、⑪と外を大回りして流れて、浄化槽まで流れます。身障者便所と女子便所は図面の右方向に配管し、⑦から⑪と流れて、浄化槽へ流れます。現状では男子便所と職員便所に関しましては③までの間で排水管が外れており、数年前から既に使用不可となっております。身障者便所と女子便所は、ことし3月中ごろに浄化槽へ流れず、あふれ出しました。⑦までの間で排水管が外れたものと思われます。それ以降使用を中止し、2階のトイレを使用しております。原因としましては、地盤沈下による配管が外れていることが考えられます。

資料2をお願いいたします。

図面の上が改修前平面図で、下が改修後平面図です。下の改修後平面図をごらんください。

改修の内容としましては、一番右側にある倉庫を男子便所にします。そして、身障用便所、女子便所、新設の男子便所を1カ所に集め、一本にまとめて配管をし直します。そして、浄化槽まで最短距離の配管といたします。さらに、女子便所と男子便所の便器は和式から洋式にかえ、女子は2基、男子は小2基、大1基とします。和式のままですと位置が低く、高低差が少ないことから詰まるおそれがあるためです。もとの男子便所と職員便所は便器等撤去し、倉庫に改修します。

以上が工事の概要であります。大きな修繕工事を補正予算でお願いし申しわけありません

が、教育センターを利用するお客様、特に高齢者にとっては1階にトイレがないことで大変御不便をおかけしておりますので、よろしく願いいたします。

次に、目3教育諸費、節13委託料74万8,000円につきましては、土砂災害啓発ビデオの制作を和歌山大学へ委託するものです。和歌山大学防災教育研究センターでは、東日本大震災を題材とした「3.11メッセージ」という防災啓発ビデオを作成しております。このビデオを活用して県内各地で防災研修が行われており、本町でも中学校での防災学習や一般の防災研修で活用いたしました。今回は紀伊半島大水害を題材に土砂災害への備えを周知するためのビデオ制作であり、全体の構成としまして、まず災害発生までの気象状況や、そして被災状況、避難の状況、復旧活動等を新聞社の写真やテレビ局の映像で紹介します。そして、那智谷大水害遺族会の方にも登場していただき、当時を振り返り、防災への思いを語っていただくという内容を予定しております。

委託料の内訳としましては、使用する報道機関の画像、映像の選定や、報道機関等との交渉に要する費用、遺族会の方の撮影費、ビデオ編集費、挿入する楽曲の演奏費等を予定しておりますが、概算で計上しておりますので、実績により支出いたします。でき上がりましたビデオは学校での防災教育や一般の防災研修に役立てていきたいと考えております。

12ページをお願いします。

項4社会教育費、目1社会教育総務費の補正額95万5,000円は、歳入でも申し上げました子どもの読書活動推進事業関係費用であります。この事業は、子どもの読書活動にかかわる司書、学校司書、ボランティアを初めとする関係者の学びの場と連携の場、そして情報共有の場を設けて、子供たちが読書に親しむための土壌づくりを目的として、ミニフォーラムを6回程度、フォーラムを1回実施するものです。節8報償費21万円は、講師、コーディネーター等の謝金です。節9旅費62万2,000円は、講師ほかの費用弁償が主なものです。節11需用費7万7,000円は、周知用ポスター、チラシの印刷費が主なものです。節12役務費1万7,000円は、講師への謝金や費用弁償支払いに係る振込手数料が主なものです。節14使用料及び賃借料2万9,000円は、フォーラムの会場使用料です。全額、県からの委託料となります。

目5図書館運営費、節18備品購入費の補正額3万円は、歳入でも説明いたしました図書館への寄附金を備品購入費に充て、書籍を購入するものです。

13ページをお願いします。

項6保健体育費、目1保健体育総務費、節19負担金、補助及び交付金17万円は、ジュニア活性化推進事業に係る町体育協会への補助金であります。この事業は、県体育協会ジュニア活性化推進事業費補助金を活用し、近隣府県の強豪中学生と県内の選抜中学生のレスリング合同合宿を開催するもので、国体開催を契機に、地域に根差したスポーツによる地域活性化とジュニアからの競技力向上を目的としています。開催費用は、指導者への謝金や指導者審判員の交通費、宿泊費、会場使用料等で33万7,680円を見込んでおります。町体育協会が主催しますので、町からの補助金17万円のほかに、県体育協会から町体育協会への補助金16万8,000円を予定しております。

教育委員会の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 2点お願いします。

10ページの工事請負費のところの12の節15の工事請負の朝日18号線の道路改良工事のところですね。町立病院、新町立病院の入り口のところですね。建設課長の説明では、今建ってる建物と町有地を等価交換ということで。これ問題になってた土地なんで、等価交換ということでよろしいんですけど、この建物が建ってるんで、そういう補償も一切含めて、もうこれで等価交換です、これでもうおさまるといってよろしいのかということですね。

もう一点は、11ページのところの教育諸費のところの委託料の土砂災害啓発ビデオの制作委託なんですけど、これについては学校で使うんですかね、これ。よいことだとは思いますが。先般、市野々へ県の土砂災害啓発センターというのが、立派なのができたんで、余り人のふんどしでというのはあれかもしれませんが、これについては県のせっかくああいう施設ができたんで、県がこういうものをつくって、そして小学生、中学生があそこに行って啓発を受けるということで、むしろああいう施設がせっかくできたんで、県の仕事としてやっていただければ、うちの、これ額がそんな大きくないんですけど、まあよろしいのかなあと思って、何でわざわざ今回新たに、当初じゃなくて、今回この予算が上がってきたのかなあという、その辺の経緯がちょっと知りたいと思いますので、その2点お願いします。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

この図面で着色している黄色の部分の等価交換なんですけども、これは土地のみでございます。したがって、この工事請負費の道路改良工事の中に建物の解体も含まれてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

土砂災害啓発ビデオの制作に至った経過でございます。今回、和歌山大学のほうにこの委託するというふうに説明させていただきましたが、和歌山大学の防災教育研究センターとは、これまで教育委員会としましてもさまざまな形で、防災学習等で協力しております。昨年も和歌山大学のその研究センターから講師に来ていただき、こちらで小・中学生を対象とした防災学習をしていただいております。その中で、地震、津波への啓発としまして、先ほど少し触れました、東日本大震災を題材とした「3.11メッセージ」というビデオをもって小・中学生の啓発に役立てております。そのビデオにつきましては、毎日新聞社の紙面に実際に掲載された当時の被災の状況の写真等々スライド的に流して、地震、津波の恐ろしさ、そしてその備えの重要性等々を訴えるビデオとなっております、それを見た中学生等々はすごくショック

を受けているような状況で、みずからの命を守らなければならないという行動をとらなきゃならないというふうに意識をしております。そのような感想をたくさんいただいております。

今回は、その土砂災害版を特につくるわけでありますが、和歌山大学の研究センターの方からの発案でもあるんですが、特に実際に平成23年の大水害で被災しておりますし、犠牲者も出ております。そして、今回はその遺族の方にも出ていただいて、遺族の方の証言、振り返り等もいただくことによって、それを中学生、小学生等が見ることによって土砂災害への備えの重要性を訴えていきたい、そのような経緯からこのビデオを作成することに至っております。

以上でございます。

今回、補正をお願いしておりますのは、ことし、間もなく土砂災害を受けてから丸5年になります。ですから、5年ということで、土砂災害に対する危機意識等も徐々に薄れてきているということも考えられますので、5年を機に、できましたら9月4日までにこれを作成して、土砂災害への備えをなるべく早く訴えていきたいというところから補正をお願いしております。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） その建設のほうなんですけども、その工事費の中に解体費用等も入ってるということだったんですけど、今この建物は実際人が住んでるんじゃないかと思うんですけど、その辺のそういう、建物がなくなる分の補償みたいなもので、新しく何か建てる必要が出てくると思うんですけど、そういうものも含まれた額なのかと。先ほど言うた、じゃあその建物の解体等の額がこの中の内訳、幾らぐらいをとってあるのかということですね。

それと、その啓発ビデオのことなんですけど、ちょっと私言いたかったのは、せっかく県がああいう施設をつくったわけなんでね。県におんぶでだっこって悪いんですけど、せっかくああいうものができたんで、そういういいものをつくるんやったら県とタイアップしてつくる、そのお金も県に出していただいて、そしてあそこで上映するような形にしたら、教育、うちの児童・生徒だけじゃなくて、観光客にとってもいいんじゃないか。ちょっとPR不足かして、私近くに住んでるんですけど、あそこになかなか観光客の方はほとんど入ってないですね。土日でもせっかくあけてくれるんだけど入ってないという現状があるんで、これ今言うてもしょうがないかもしれんですけど、そういうよいビデオつくるんだったら県につくっていただいて、あそこで上映して、我々もあそこを利用するというほうがよかったのかなあという思いで質問させてもらった次第です。

以上です。

○議長（中岩和子君） よろしいですか、答弁は。答弁よろしいですか。

○7番（曾根和仁君） はい。答弁、いや、あったら。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

お尋ねの建物の補償は、地権者との用地交渉中ではありません。先ほど申し上げましたとおり、用地のみの等価交換でございます。建物は工事の中で解体させていただきます。工事費

につきましては、朝日18号線道路改良工事、全体工事費950万円のうち解体費は150万円を予定しております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

タイアップにつきましては、検討の中では特に考えておりませんでした。というのは、今回のビデオは、5年前の紀伊半島大水害で本町が受けた被害等を紹介しながら、本町の遺族会の皆さんにも出ていただくということで、特に本町に特化したものとなります。そういう関係で、特に県の方につくっていただくということの発想には至っておりません。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 今、さっきの7番議員の関連で、建設課の資料のこれで、確認なんですけどね。

ここの土地、建物ありますよね。今度の交換する土地は土地だけですよね。土地だけですよね。更地ですね。ほな、更地の部分だけの部分と、その土地、建物を建てたある、建物に関しては一切補償はないちゆうことですね。ほな、もう更地のままでの土地と、これ建物のある土地と、これを、それで交換でよろしいということですね。もう建物は一切建たんでいいんでしよう。もう更地のままで結構ですということですね、向こうは。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

黄色で着色している部分、現在建物は道路用地のところにあります。それと、今度交換するところは更地で、土地だけを交換させていただきまして、建ってる建物につきましては、道路改良工事の邪魔になりますので、それは解体して、道路を拡幅して工事を進める予定でございます。

以上でございます。補償費は一切出ておりません。

〔「建物建てんでいいかな」と呼ぶ者あり〕

建物を建てる必要はございません。もう地権者のほうで別のところへ移転するというふうに用地交渉の中で現在進んでおります。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） そしたら、交換する土地の平米数だけ、どっちがどっち、平米数と。ほんで、その両方の平米数と、もう一つ、建物のとこにこうやって歩道つけるでしょ。あと2メートル、3メートルぐらいの間、更地に残りますよね。ここはどのように考えておられるのか。ここ残る坪数で、変な形で残って、何の利用価値もないような、ちょっと難しいところあるんですけど、ここをどのように考えておるのか、教えてください。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

土地の面積は148.47平方メートル、坪で申し上げますと約45坪でございます。

〔8番引地稔治君「どっちが45」と呼ぶ〕

土地の面積です。

〔「両方とも」と呼ぶ者あり〕

両方とも等価交換です。

〔8番引地稔治君「両方とも45坪」と呼ぶ〕

はい。それで、議員御指摘の余った土地につきましては、現在まだ具体的に考えておりませんが、隣接者の方とかにも提供というのも一つの案ということで、提供というか売買ですけれども、そういった方向で、まだ具体的には決定しておりませんが、有効利用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに。

〔11番森本隆夫君「議長、動議。休憩の動議を提出します」と呼ぶ〕

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

じゃ、休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時33分 休憩

15時53分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

質疑を再開します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔1番荒尾典男君「動議」と呼ぶ〕

1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） この議案第46号及び議案第47号を審議するに当たり、那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員会に中間報告を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） ただいま荒尾君から那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員会に中間報告を求める動議がございました。この動議は賛成者がありますので成立しました。

中間報告を求める動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は御起立お願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員会に中間報告を求める動議は可決されました。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時54分 休憩

15時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

議会運営委員会の協議の結果、議案第47号の審議を一時中止し、議案第46号、議案第47号及び那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員会の中間報告を6月15日に行いたいと思います。

お諮りします。

議案第47号の審議を一時中止し、議案第46号、議案第47号及び那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員会の中間報告を6月15日に行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 議案第47号の審議を一時中止し、議案第46号、議案第47号及び那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員会の中間報告を6月15日に行うことに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第48号 平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（1号）

○議長（中岩和子君） 日程第14、議案第48号平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） 議案第48号平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入が資本的支出に対し不足する額を5,110万3,000円に改める。）

収入でございます。

第1款資本的収入、既決予定額18億6,701万4,000円に補正予定額360万円を増額し、計18億7,061万4,000円とするものです。

第1項企業債、既決予定額7億8,920万円に補正予定額180万円を増額し、計7億9,100万円とするものです。

第2項負担金、既決予定額8億2,701万4,000円に補正予定額180万円を増額し、計8億2,881万4,000円とするものです。

支出でございます。

第1款資本的支出、既決予定額19億171万7,000円に補正予定額2,000万円を増額し、計19億2,171万7,000円とするものです。

第1項建設改良費、既決予定額18億8,349万1,000円に補正予定額2,000万円を増額し、計19億349万1,000円とするものです。

第3条、予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、医療機器整備事業の限度額「1,000万円」を「1,180万円」に改めるものでございます。

2ページは、予算に関する説明書、実施計画となっております。内容につきましては、前ページの説明と重複いたしますので、説明は省略をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

資本的収入及び支出の収入でございます。

款1資本的収入、項1企業債、目1企業債、既決予定額7億8,920万円に補正予定額180万円を増額し、7億9,100万円とするものでございます。

項2負担金、目1他会計負担金、既決予定額8億2,701万4,000円に補正予定額180万円を増額し、8億2,881万4,000円とするものでございます。収入におきましては、企業債、負担金それぞれ180万円増額し、合わせて360万円の増額補正としております。これにつきましては、医療機器整備事業におきまして起債対象事業費2,000万円以内を予定してございましたが、急遽今年度で購入が必要な医療機器が生じてきたことによるものでございます。

次に、支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2新病院建設事業費、既決予定額18億3,063万5,000円に補正予定額2,000万円を増額し、18億5,063万5,000円とするものでございます。委託料の新病院運営計画等策定業務の内容につきましては、まず病院運営マニュアル、それに基づく教育研修マニュアル等の策定業務、それと新病院改革プランの策定支援業務でございます。

まず、病院運営マニュアル等の策定業務でございますが、新病院開院に向け、医療スタッフの確保が重要な課題となっており、同時に採用後の定着化も重要となっております。現病院内で主に看護部門等の業務改善が必要であると考えてございますが、ほかの部門も含めての現状の課題の把握、整理や、業務改善に向けての運営計画や業務運営マニュアルの策定支援業務、またそれを職員に浸透させるための教育や研修を実施するためのマニュアル策定支援業務でございます。

次に、新病院改革プランの策定支援業務です。平成21年度に総務省よりございました公立病院改革ガイドラインを踏まえ、那智勝浦町立温泉病院改革プランを策定し、経営改善に取り組んできたところでございますが、新たに平成27年3月に総務省から新公立病院改革ガイドラインが示され、この通知におきまして、病院事業を設置する地方公共団体は、都道府県が策定する地域医療構想の策定状況を踏まえつつ、平成27年度または平成28年度中に新公立病院改革プランを策定し、これを着実に実施することが要請されております。当院におきましては、予定されております新病院建設における診療機能の変換や地域医療構想、これは先日和歌山県が5月31日に記者発表がありまして、6月1日に公表されておりますが、それを踏まえつつ、経営上効果的な病床機能の転換が重要な課題であり、さらに新病院開院の年、平成30年度には、介護報酬、診療報酬の同時改定のみならず、第7次医療計画、第7期介護保険事業計画、それと第3期医療費適正化計画がスタートとなり、地域包括ケアシステムへ向けての今後の医療介護施策において極めて大きな節目となると考えられます。

そこで、病院経営及び公立病院改革に関する専門的知見を有する事業者に策定支援業務等を委託し、地域医療構想の策定内容に沿った、公立病院として求められる役割を踏まえた改革プランを策定し、またプランに基づく持続可能な新病院の経営を実現させるためにも、現状の病院運営の改善も同時に実施していきたいと考えております。

説明については以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第48号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15、株式会社地域経済活性化支援機構に対する債権の減額譲渡については本日の議事日程から削除します。あわせて、日程第15を欠番といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第49号 色川小中学校新校舎建築工事請負契約の変更について

○議長（中岩和子君） 日程第16、議案第49号色川小中学校新校舎建築工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 議案第49号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第49号朗読〕

添付しています変更図面をごらんください。

変更は、本体建築工事以外の外構工事でございます。赤で着色の部分でございます。自由勾配側溝、U型側溝、フェンス、洗土、砕石、補強コンクリート及び滑り台等の追加工事でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 工事の内容について、細かい点なんですけど、ちょっと指摘させていただきます。

この図面の左上のところの学校の一番角っこのところ、補強コンクリートって書いてあるところなんですけど、この角の部分が非常に高い石垣になってるんですね。だから、ここが非常に高い石垣なんで補強してくれると思うんですけど、ここの部分だけなのかなという。この補強コンクリートって書いてある上にU型側溝で書いてあるね。この部分も同じように高い石垣になってるんですね。だから、ここも、いっそやるんやったらここの部分もやったらええのかなあという思いがしてるんですけど、この補強コンクリートというのはもうこの部分だけなんです。それだけお願いします。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員御指摘の補強コンクリートにつきましては、石垣のところは少し強度的に足りませんので、それを補強する張りコンクリートでございまして、図面で描いてます補強コンクリート並びにU型側溝と書いてますとおり、30メートル、コーナーの部分を角に15メートル、15メートル、合計30メートルの部分を補強させていただきます。そして、同じく、補強したところにU型側溝を設置して排水計画をする予定でございまして、高い部分は全て補強コンクリートで対応させていただきます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 1点だけ確認させてください。

この入札の方法でありますけども、指名競争入札となっておりますが、これはこれでいいんです

か。随意契約やないんですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議案の提出の方法といたしましては、変更契約でももちろん随意契約になるんですけども、最初の契約が指名競争という形で、こういった形で、当初の入札の方法ここへ記載させてもらっておりますので、指名競争入札という形でございます。

以上でございます。

〔9番亀井二三男君「わかりました」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第49号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第50号 町道の路線認定について

日程第18 議案第51号 町道の路線認定について

日程第19 議案第52号 町道の路線認定について

日程第20 議案第53号 町道の路線変更について

○議長（中岩和子君） 日程第17、議案第50号町道の路線認定についてから日程第20、議案第53号町道の路線変更についてまでを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 議案第50号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第50号朗読〕

添付しています2枚目の平面図をごらんください。

那智勝浦新宮道路の工事用道路を橋ノ川1号線として町道認定するものでございます。

続きまして、議案第51号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第51号朗読〕

添付しています平面図をごらんください。

那智勝浦新宮道路の工事用道路を橋ノ川2号線として町道認定するものでございます。

続きまして、議案第52号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第52号朗読〕

添付しています平面図をごらんください。

那智勝浦新宮道路の工事用道路を橋ノ川3号線として町道認定するものでございます。

続きまして、議案第53号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第53号朗読〕

添付しています平面図をごらんください。

那智勝浦新宮道路の工事用道路を天満公園線として路線変更するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中岩和子君） 議案第50号から議案第53号について一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 議案第50号、議案第51号、議案第52号、このもとの橋ノ川のバイパスの下の道がなくなって、この道に変わるということですか。そうではないんですか。というのが1点と、この起点と議案第53号の字杉谷1812番地のこれ、これは町道はここでストップになったるか。この奥は町有地か何かですかね。その2点、済いませんけど、お願いします。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員御指摘の町道湯川橋ノ川線というのはもともとございまして、それは全然さわらずに、そのまま残っております。したがって、今回提案させていただくのは、新しくできた道路を町道として認定をいただくというような意味でございます。

それと、議案第53号の議員御指摘の赤の部分が追加する部分で、そこから向こうにつきましては民地ですので、この赤の部分は国土交通省の用地で、その部分は町道に認定する案でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第50号から議案第53号については、さらに審議を深める必

要があるため、建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、議案第50号から議案第53号は建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第54号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（中岩和子君） 日程第21、議案第54号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第54号固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

〔議案第54号朗読〕

固定資産評価審査委員会の委員3名のうち、現委員の的場俊雄氏の任期が平成28年6月23日をもって満了となります。同氏には引き続き固定資産評価審査委員会の委員として選任をいたしたくお願いをするものでございます。

的場氏は、昭和43年4月に国税庁大阪国税局に奉職、国税審判官、税務署長等を歴任され、平成21年7月に退職、その後大阪市西区で税理士事務所を開業されております。平成22年6月24日から本町の固定資産評価審査委員会委員に選任されてございます。

御同意をいただきましたならば、任期は平成28年6月24日から平成31年6月23日までの3カ年となります。どうかよろしく願います。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第54号について原案のとおり御同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第55号 農業委員会委員の過半数を占める者を認定農業者等又はこれらに準ずる者とする事について

○議長（中岩和子君） 日程第22、議案第55号農業委員会委員の過半数を占める者を認定農業者等又はこれらに準ずる者とする事についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 議案第55号について御説明申し上げます。

〔議案第55号朗読〕

議案第55号関係資料をお願いいたします。

本町の農業委員会の定数につきましては14名となっておりますが、資料の(1)のとおり、農業委員会等に関する法律により、委員のうち認定農業者が過半数を占めることとなっております。しかしながら、本町には認定農業者が少なく、この規定を満たすことが厳しい状況にあります。このような場合に、資料の(2)例外規定として、議会の同意をもって認定農業者に準ずる者とできることとなっておりますので、法施行規則第2条第1項の規定により同意を求めらるるものでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 確認なんですけども、認定農業者の定義というのは全国で一律ではないんですが、那智勝浦町におけるその定義の説明をお願いします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

認定農業者というのは、市町村によって経営の将来性が認められた農業者で、市町村に5年間の経営改善計画を提出して妥当と認められれば認定されるものでございます。本町の基準では、5年後に所得300万円が目標としているものでございます。

以上です。

〔5番石橋徹央君「わかりました」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第55号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第56号 農業委員会委員の任命について

日程第24 議案第57号 農業委員会委員の任命について

日程第25 議案第58号 農業委員会委員の任命について

日程第26 議案第59号 農業委員会委員の任命について

日程第27 議案第60号 農業委員会委員の任命について

日程第28 議案第61号 農業委員会委員の任命について

日程第29 議案第62号 農業委員会委員の任命について

日程第30 議案第63号 農業委員会委員の任命について

日程第31 議案第64号 農業委員会委員の任命について

日程第32 議案第65号 農業委員会委員の任命について

日程第33 議案第66号 農業委員会委員の任命について

日程第34 議案第67号 農業委員会委員の任命について

日程第35 議案第68号 農業委員会委員の任命について

日程第36 議案第69号 農業委員会委員の任命について

○議長（中岩和子君） 日程第23、議案第56号農業委員会委員の任命についてから日程第36、議案第69号農業委員会委員の任命についてまでを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 議案第56号から議案第69号について御説明いたします。

議案第56号から議案第69号までは農業委員会委員の任命について。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

現在の農業委員につきましては、平成28年9月16日で任期満了となっておりますので、今回御同意をいただければ、平成28年9月17日から3年間の任期となるものでございます。

議案第56号につきましては狗子ノ川124番地、塩崎一男氏、議案第57号につきましては高津気897番地、瀧本清代氏、議案第58号は市野々2692番地、太田博久氏、議案第59号は二河

1439番地、村上幸弘氏、議案第60号は浜ノ宮256番地1、中村誠一氏、議案第61号は口色川1898番地、齋藤真弓氏、議案第62号は小阪680番地、西浦完治氏、議案第63号は中里1056番地、岡本光弘氏、議案第64号は下和田386番地1、仲地雅壽氏、議案第65号は南大居1番地、坂地義和氏、議案第66号は南大居1382番地、杉浦仁氏、議案第67号は下里2573番地、濱口耕平氏、議案第68号は下里2965番地、中村起士央氏、議案第69号は勝浦386番地、榎本武三郎氏、以上14名につきまして同意をお願いするものでございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（中岩和子君） 議案第56号から議案第69号について一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 1点。

今、資料でいただいているこの十数名の中で現在所得が350万円超えてる方は過半数いらっしゃるのでしょうか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

各方の収入というのはちょっと申し上げにくいのですが、認定農業者で言いますと、この中に3名おります。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第56号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第56号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第57号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第57号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第58号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第58号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第59号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第59号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第60号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第60号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第61号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第61号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第62号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第62号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第63号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第63号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第64号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第64号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第65号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第65号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第66号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第66号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第67号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第67号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第68号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第68号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第69号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第69号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第37 選第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（中岩和子君） 日程第37、選第1号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

那智勝浦町選挙管理委員会委員長から議長宛てに届けられている文書並びに議案を局長より朗読させます。

○事務局長（伊藤善之君）

〔選第1号朗読〕

○議長（中岩和子君） お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。

指名推選の方法は、選考委員を選任し、選考委員会で委員及び補充員を選考していただき、議長が指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、指名推選の方法は、選考委員を選任し、選考委員会で選考し、議長が指名することといたします。

お諮りします。

選考委員の指名は議長に一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、選考委員の指名は議長に一任されました。

それでは、選考委員を指名します。

1番荒尾典男君、2番左近誠君、3番下崎弘通君、9番亀井二三男君、以上の常任委員長4名の方に選考をお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、4名の選考委員で選考いただき、議長まで報告をお願いします。

お諮りします。

日程第37、選第1号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙は、選考委員会の結果を得るまで一時中止したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙は一時中止します。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定しました。

延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時44分 延会